舞総総第 145 号 令和 2 年 8 月 28 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 多々見 良 三 (公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について (報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり 専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専決処分書

専決第14号

訴えの提起の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり訴えを提起することについて専決処分する。

令和2年7月6日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 事件名

建物明渡等請求事件

2 訴えの趣旨

相手方は、市営住宅に係る家賃を5年間分以上滞納し、再三にわたる督促にも 応じないので、同人に対し、当該建物の明渡し及び滞納家賃等の支払を請求する ものである。

3 事件に関する取扱い

必要に応じて、和解、上訴又は応訴を行うものとする。